



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年4月2日金曜日 第194号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 知事指定薬物の指定の失効…………… (業務衛生課) …… 650
- 指定市町村事務受託法人の指定…………… (長寿介護課) …… 650
- 指定市町村事務受託法人の受託事務の廃止…………… () …… 651
- 地籍調査事業計画の公表…………… (農政課) …… 651
- 解除予定保安林 (2件) …… (森林整備課) …… 651
- 保安林の指定 (2件) …… () …… 651
- コイがコイヘルペス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと関連して一体を成す水面の範囲… (水産課) …… 652
- 基本測量の終了の通知…………… (道路維持課) …… 652
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (2件) …… (都市計画課) …… 652
- 指定道路の指定 (2件) …… (東予地方局四国中央土木事務所) …… 652
- 道路の区域変更 (県道中島環状線) …… (中予地方局管理課) …… 653
- 開発行為に関する工事の完了…………… (中予地方局建築指導課) …… 653

教育委員会告示

- 指定技能教育施設の名称変更…………… (高校教育課) …… 653
- 指定技能教育施設の廃止…………… () …… 654

雑 報

- 愛媛県内水面漁場管理委員会指示 (2件) …… (水産課) …… 654

告 示

○愛媛県告示第452号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和3年4月2日

愛媛県知事 中村時広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (2) 1- [1- (3-フルオロフェニル) シクロヘキシル] ピペリジン及びその塩類
- (3) 3- {2- [エチル (プロピル) アミノ] エチル} -1H-インドール-4-イル=アセテート及びその塩類
- (4) エチル= (R) -2- (4-フルオロフェニル) -2- [(R) -ピペリジン-2-イル] アセテート、エチル= (S) -2- (4-フルオロフェニル) -2- [(S) -ピペリジン-2-イル] アセテート及びそれらの塩類
- (5) エチル= (R) -2- (4-フルオロフェニル) -2- [(S) -ピペリジン-2-イル] アセテート、エチル= (S) -2- (4-フルオロフェニル) -2- [(R) -ピペリジン-2-イル] アセテート及びそれらの塩類
- (6) 前各号に掲げる物を含有する物

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

令和3年3月25日

○愛媛県告示第453号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定により、次のとおり指定市町村事務受託法人を指定した。

令和3年4月2日

愛媛県知事 中村時広

指 定 市 町 村 事 務 受 託 法 人			受 託 事 務 を 行 う 事 務 所		受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無	指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
NPO法人BLUE	伊予市米湊1194番地1	西岡 賢尚	伊予市介護認定調査所	伊予市米湊1212番地5	介護保険法第24条の2第1号に規定する事務	なし	令和3年4月1日

○愛媛県告示第454号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の3第1項の規定により、指定市町村事務受託法人から次のとおり受託事務を廃止する旨の届出があった。

令和3年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

指 定 市 町 村 事 務 受 託 法 人			受 託 事 務 を 行 う 事 務 所		廃止する受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無	廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
特定非営利活動法人OAK	滋賀県大津市市辺町14番55号	平岡 鉄馬	伊予市介護認定調査所	伊予市米湊1212番地5	介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務	なし	令和3年3月31日

○愛媛県告示第455号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する令和2年度の事業計画を、令和3年3月19日次のとおり定めた。

令和3年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	摘 要
松山市	西垣生地区（南部）	令和3年3月31日まで	地籍調査
	玉谷地区	令和4年3月31日まで	〃
	藤野地区	令和3年3月31日まで	〃
	城山地区	令和4年3月31日まで	〃
	神次郎地区	〃	〃
八幡浜市	西垣生地区（北部）	令和3年3月31日まで	〃
	日土町5番耕地の一部	令和3年3月31日まで	地籍調査
	白浜地区の一部	〃	〃
	浜田町・大正町	〃	〃（概況調査）
	日土町1番耕地	令和4年3月31日まで	地籍調査

○愛媛県告示第456号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
南宇和郡愛南町脇本275の1、275の3から275の6まで
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
宇和島市津島町岩松乙392の3、乙392の4
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第457号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
宇和島市津島町岩松乙392の2

○愛媛県告示第458号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所
西条市河之内甲896、甲897、甲899、乙303、乙304、乙306の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
河之内甲896・甲897・甲899・乙304・乙306の1（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）



○愛媛県告示第459号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年4月2日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

- 西条市丹原町楠窪3号202の2、3号207の2、3号208、3号209の1、3号211、3号238、3号240の1、3号243の1、3号243の3、3号269の1、3号269の2、3号271、3号272の1、3号272の2、3号273、3号274の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
丹原町楠窪3号207の2・3号240の1・3号269の1・3号271（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）



○愛媛県告示第460号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第22号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を、令和3年4月1日次のとおり定めた。

令和3年4月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 2 二級河川渦井川水系渦井川の本支流及びこれと接続して一体を

成す内水面

- 3 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 4 西条市北条1407番1地先の遊水池並びに二級河川崩口川水系崩口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 5 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 6 鹿野川ダムから下流の一級河川肱川水系肱川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 7 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 8 二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 9 宇和島市の二級河川本谷川水系本谷川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面



○愛媛県告示第461号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間 令和2年9月1日から
令和3年3月19日まで
- 3 作業地域 大洲市、伊予市、松山市、東温市、今治市、西条市、新居浜市、四国中央市、越智郡上島町、伊予郡砥部町、上浮穴郡久万高原町



○愛媛県告示第462号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月2日

愛媛県知事 中村時広



○愛媛県告示第463号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月2日

愛媛県知事 中村時広



○愛媛県告示第464号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和3年4月2日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日
令和3年3月24日

3 指定道路の位置
四国中央市金生町下分字馬木1200番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 30.26メートル
(2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第465号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定

により、次のとおり指定道路を指定した。
令和3年4月2日
愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日
令和3年3月24日

3 指定道路の位置
四国中央市妻鳥町字青木1849番の一部及び1849番地先水路

4 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 28.55メートル
(2) 幅員 4.74メートル

○愛媛県告示第466号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和3年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県 道	中島環状線	松山市熊田甲715番地先から 同市熊田甲714番2地先まで	旧	メートル 7.8～20.7	キロメートル 0.229	
			新	7.8～12.5	0.229	

○愛媛県告示第467号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
令和3年4月2日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2中局建(開)第49号 令和3年3月26日	東温市南野田字若宮281番1	東温市野田三丁目5番地3 GLAYSゆるぎ505号 武智雄宇

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第4号
学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定により、次のとおり指定技能教育施設の名称を変更する旨の届出があった。
令和3年4月2日

愛媛県教育委員会
教育長 田 所 竜 二

名 称		変更の時期
変 更 前	変 更 後	
K T C 中央高等学院松山キャンパス	K T C おおぞら高等学院松山キャンパス	令和3年3月31日

○愛媛県教育委員会告示第5号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定により、次のとおり指定技能教育施設を廃止する旨の届出があった。

令和3年4月2日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

- 1 指定技能教育施設の名称
K T C おおぞら高等学院松山キャンパス
- 2 廃止年月日
令和3年3月31日

雑 報

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第21号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、にほんうなぎの採捕の禁止について、令和3年4月1日次のとおり指示した。

令和3年4月2日

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 岡 村 重 治

- 1 指示の内容
 - (1) 採捕を禁止する水産動物
全長25センチメートルを超えるうなぎ
 - (2) 禁止期間
10月1日から翌年3月31日まで
 - (3) 禁止区域
愛媛県内の公共の用に供する河川等の内水面及びこれと連接一体を成す水面
 - (4) 適用除外
愛媛県漁業調整規則第47条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。
- 2 指示の期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第22号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、令和3年4月1日次のとおり指示した。

令和3年4月2日

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 岡 村 重 治

- 1 指示の内容
 - (1) 持ち出しの制限
県内の公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件の全てに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものではないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2 指示の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで